

( 企業内容等の開示に関する内閣府令 第十四号様式 )

( 記載上の注意 )

( 1 ) 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

( 2 ) 発行登録の対象とした募集( 売出 ) 有価証券の種類

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。

( 3 ) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により 1 年又は 2 年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第 23 条の 5 において準用する法第 8 条第 3 項の規定により当該発行登録者に係る法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

( 4 ) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。

( 5 ) 安定操作に関する事項

令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項( 本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項 ) を記載すること。

( 6 ) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び証券取引所について記載すること。

( 7 ) 証券情報

第十五号様式第一部に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する証券会社のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

( 8 ) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれかの規定に基づいて提出したにかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

( 9 ) 保証会社等の情報

発行登録による募集又は売出しを予定している社債が保証の対象となる予定の場合には、当該保証を予定している会社について、第七号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」の「第 3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。また、発行登録による募集又は売出しを予定している有価証

券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第七号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。